

令和4年第3回川西町 議会臨時会会議録

令和4年8月1日 月曜日 午前9時30分開議

議長 鈴木 幸 廣 副議長

出席議員（13名）

1番 井上 晃一 君	2番 遠藤 明子 君
3番 渡部 秀一 君	4番 寒河江 司 君
5番 吉村 徹 君	6番 島 貫 偕 君
7番 伊藤 進 君	8番 神村 建二 君
9番 橋本 欣一 君	10番 淀 秀夫 君
11番 高橋 輝行 君	13番 伊藤 寿郎 君
14番 鈴木 幸廣 君	

欠席議員（0名）

説明のため出席した者

町 長 原田 俊二 君	副町長 山口 俊昭 君
教育 長 小林 英喜 君	総務課長 大滝 治則 君
安全安心課長 後藤 哲雄 君	財政課長 坂野 成昭 君
まちづくり課長 安部 博之 君	政策推進課長 遠藤 準一 君
会計管理者・ 税務会計課長 有坂 強志 君	住民課長 近 祐子 君
福祉介護課長 原田 智和 君	健康子育て課長 小林 俊一 君
産業振興課長 井上 憲也 君	農地林務課長・ 農業委員会 事務局長 内谷 新悟 君
地域整備課長 奥村 正隆 君	教育文化課長 金子 征美 君
農業委員会 会長 大沼 藤一 君	監査委員 嶋 貫 榮次 君

財 政 主 査 石 田 英 之 君

事務局職員出席者

議会事務局長 大 友 勝 治

事務局長補佐 緒 形 信 彦

主 査 中 山 恵

議 事 日 程 (第 1 号)

令和4年8月1日 月曜日 午前9時30分開議

・ 諸般の報告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議第51号 旧川西町役場庁舎等解体工事請負契約の締結について

日程第 4 議第52号 財産の取得について

本日の会議に付した事件

日程第4まで議事日程のとおり

日程の追加

追加日程第 1 議会運営委員会委員の辞任

追加日程第 2 発議第8号 議会運営委員会委員の選任について

◎開会の宣告

○議長 全員ご起立願います。おはようございます。ご着席願います。

本日の会議に欠席通告のあった方はございません。

定足数に達しておりますので、これより令和4年第3回川西町議会臨時会を開会いたします。

(午前 9時30分)

◎開議の宣告

○議長 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長 議事日程につきましては、お手元に配付しておきました印刷物のとおりであります。

地方自治法第121条の規定に基づき、町長並びに教育委員会教育長、農業委員会会長及び監査委員の出席を求めています。

◎諸般の報告

○議長 この際、私から諸般の報告を行います。

去る7月26日、伊藤寿郎副議長から本職宛てに副議長の辞職願の提出があり、許可いたしました。

諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長 日程第1、川西町議会会議規則第126条の規定により、会議録署名議員を私より指名いたします。

1 番井上晃一君、2 番遠藤明子さん、ご両名にお願いいたします。

◎会期の決定

○議長 日程第2、会期の決定、これを議題といたします。

お諮りいたします。会期については、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご

異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

ここで休憩いたします。

再開時刻は、予鈴をもってお知らせいたします。

(午前 9時37分)

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時57分)

◎産業厚生常任委員会正副委員長の互選の結果報告

○議長 休憩中の産業厚生常任委員会の結果について、通知がありましたので報告いたします。

初めに、寒河江 司委員長の委員長辞任の申出により、協議が行われ許可されました。

次に、委員長の互選が行われ、産業厚生常任委員会委員長には、島貫 偕君が互選されました。

次に、副委員長の互選が行われ、産業厚生常任委員会副委員長には、遠藤明子さんが互選されました。

◎日程の追加

○議長 休憩中、議会運営委員会の寒河江 司君から議会運営委員会委員の辞任願が提出されました。

お諮りいたします。この際、議会運営委員会委員の辞任を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員の辞任を追加日程第1として直ちに議題とすることに決定いたしました。

地方自治法第117条の規定により、除斥のため寒河江 司君の退場を求めます。

(寒河江 司君 退場)

◎議会運営委員会委員の辞任

○議長 追加日程第1、議会運営委員会委員の辞任、これを議題といたします。

事務局長に辞任願を朗読させます。

大友事務局長。

○事務局長 命により、私より朗読いたします。

(事務局長辞任願朗読)

○議長 お諮りいたします。寒河江 司君の議会運営委員会委員の辞任を許可することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、寒河江 司君の議会運営委員会委員の辞任を許可することに決定いたしました。

寒河江 司君の復席を求めます。

(寒河江 司君 復席)

○議長 寒河江 司君に申し上げます。議会運営委員会委員の辞任は許可になりましたので告知いたします。

◎日程の追加

○議長 議会運営委員会委員に1名の欠員が生じたので、議会運営委員会委員の選任について、これを日程に追加し、追加日程第2として直ちに議題といたしたいと思いますがこれにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、日程を追加し、議事を進めることに決定いたしました。

ここで、議案配付のため、暫時休憩いたします。

(午前11時02分)

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時03分)

◎発議第8号 議会運営委員会委員の選任について

○議長 追加日程第2、発議第8号 議会運営委員会委員の選任について、これを議題といたします。

議会運営委員会を選任については、川西町議会委員会条例第7条第4項の規定により、本職において指名いたします。

お諮りいたします。欠員補充1名の議会運営委員会委員については、島貫 偕君を選任したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案はただいま指名いたしましたとおり、議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

◎議第51号 旧川西町役場庁舎等解体工事請負契約の締結について

○議長 日程第3、議第51号 旧川西町役場庁舎等解体工事請負契約の締結について、これを議題といたします。

なお、本案につきましては、当局議案であり、所管委員会付託が原則であります。川西町議会運用例第2章第7項の規定により、議会運営委員会の議を経て委員会付託を省略し、本会議で直ちに審議いただくことといたしましたのでご了承願います。

提案当局の説明を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 議第51号 旧川西町役場庁舎等解体工事請負契約の締結について提案申し上げます。

提案理由につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、提案するものであります。

内容につきまして、遠藤政策推進課長から説明をさせますので、よろしく願い申し上げます。

○議長 遠藤政策推進課長。

○政策推進課長 命によりまして、私のほうから議第51号 旧川西町役場庁舎等解体工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

令和4年7月21日川西町契約に関する規則第19条の規定に基づき、指名競争入札に付した旧川西町役場庁舎等解体工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、議会の議決

に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めらるるものであります。

記。

1、契約の目的、旧川西町役場庁舎等解体工事。

2、契約の方法、指名競争入札による契約。

なお、入札の落札率につきましては99.7%でございました。

3、契約の金額、金4億2,900万円でございます。

4、契約の相手方。山形県東置賜郡川西町大字上小松988番地の1、株式会社殖産工務所、代表取締役伊藤一壽。

本日付提出、町長名でございます。

お手元にお配りしております別冊の資料をご覧いただきたいと存じます。

建設工事請負仮契約書でございます。

工事名、旧川西町役場庁舎等解体工事。

工事場所、川西町大字上小松地内。

工期、本契約の効力を生じた日から令和5年6月30日まで。

請負代金額、4億2,900万円でございます。

契約保証金、前払金については、記載のとおりでございます。

その下でございます。

2の、この契約は、この契約締結後における最初の当町議会において議決されたときをもって本契約として成立し、その効力を発生するということでございます。

令和4年7月25日、発注者町長でございます。受注者株式会社殖産工務所、代表取締役伊藤一壽でございます。

おめくりいただきまして、旧川西町役場庁舎等解体工事の概要をご覧いただきたいと存じます。

1、対象施設。

(1) 旧川西町役場本庁舎、1,943平米。

(2) 川西町中央公民館（渡り廊下含む）2,419平米。

(3) 附属棟（倉庫（旧ボイラー室）・電気室、発電機室、車庫）255平米。

合計4,617平米でございます。

2、敷地面積。

敷地の実測の結果、5,859平米でございます。

3、主な工事内容。

(1) 対象施設の解体・撤去・処分、括弧として建物含有のアスベスト除去、処分を含むものでございます。

(2) 外構（アスファルト舗装、擁壁、融雪設備、掲示板、樹木等）の解体・撤去・処分であります。

(3) 敷地内埋設物（重油タンク、水道管、電気配管、合併浄化槽等）の撤去・処分であります。

(4) 敷地全体の荒整地。

(5) 近隣家屋等の工事損害調査ということで14軒（住宅6軒、車庫4軒、店舗3軒、寺院1軒）でございます。

4、その他。

(1) 工程管理などの適正かつ円滑な総合調整を図るため、工事監理業務を別途発注し対応してまいります。

(2) 工事に関する周知は、本議会での議決後になりますが、町報8月号掲載のほか、小学校等への事前説明、近隣住民や事業所への文書送付及び周辺自治会文書回覧にて対応してまいります。

(3) 敷地内の一般車両及び工事関係者以外の立ち入りにつきましては、敷地内駐車場を工事車両及び現場事務所等で占有するほか危険を伴いますので、原則禁止で対応してまいります。

(4) 施工上の留意事項として、工事現場内外の安全対策による事故防止、アスベスト飛散防止や工事騒音・粉塵等の対策及び使用道路や近隣工作物に対する損傷の未然防止対策を徹底してまいります。

1枚おめくりいただきまして、A3版の工事概要をご覧いただきたいと思っております。

旧庁舎役場等の敷地平面図でございます。斜線部分が建物関係でございます。

また、全体に撤去物ということで記載をしてございますので、ご覧いただきたいと思っております。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長 本案に対する質疑を許します。

13番伊藤寿郎君。

○13番 少し確認でございます。4番目の(2)工事に関する周知は、町報8月号掲載のほか小学校等への事前説明、近隣住民といった文言がございます。もちろん、町内の方にこういった解体工事があるということはお知らせしなくてはいけない案件ではございますが、町立以外、例えば県立の置賜農業高等学校など、よく見ると朝晩、結構通学路として使っているのかな、わざわざこっち回りで来る子供たち、生徒さんたちを見ますので、そういった県関係、町立の施設以外の周知というのはどういうふうになっているのか、そこだけちょっと確認したいと思います。

○議長 遠藤政策推進課長。

○政策推進課長 ただいま伊藤議員からご指摘ありました内容につきましては、当然安全確保という観点から、ここに記載する以外ご指摘いただいた内容の利害関係者等々については、十分に精査をして、安全の対策を整えていくという旨で周知徹底を図らせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長 ほかに。

11番高橋輝行君。

○11番 まず最初に、今発言されました、前がつきますけれども副議長の伊藤寿郎君については、後輩でありますので君という呼び方をさせていただきますけれども、我々を陰に陽に副議長としてリードいただいたこと、まず最初に心からお礼を申し上げながら発言をさせていただいたところであります。私は個人的に、ちょっと前置きが長くなりますけれども、伊藤寿郎前副議長については、川西町の議長はもとより県議会議員、さらには町長も目指せる、そういう男だというふうにかねがね思っておったところでありますし、今回は十分に療養されまして、いち早く我々をまたリードいただく場面必ず来ると思います。ご期待を申し上げるところであります。

質問になりますけれども、今回この内容については、ある町民な方、OB職員ですよ。町長にお尋ねしますけれども、アスベストということであまり騒がないでくれというふうに言われたOB課長まで勤められたある職員がいるんです。そんなことありましたか。お尋ね申し上げます。アスベストと言わないでくれと。どこから出た話なのかな。誰が考えても素人、私素人ですよ、アスベストということが懸念される建物であったことは、以前からいわゆる想定内の内容だったと思うのですが、その方が直訴されたんです、原田町長に。アスベストと騒がないでくれと。そういうことでありますけれども、今、担当課長からはアスベストはあるんだと、その対策の費用が盛り込まれておるんだということです。町長にはそのような

町民に、しかもレベルの高い町民という失礼ですけれども、そういうご発言をされたことがあるのかどうか、この際お尋ね申し上げたい。

それから、いろいろありますけれども、アスベストの関係ですけれども、アスベストがあるということですから、これは一般的な解体費用よりもアスベストの処分分、あるいは対応する分、ざっとですよ、この4億のうち、どれぐらいの部分が、つまり一般的な解体よりもかかりますということになろうかと思いますが、ざっとした金額、予告なしですが、手持ちあればご発表をいただきたいものだというのが2つ目であります。取りあえずお聞きしましょう。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 古い建物につきましては、当然アスベスト調査をし、処理をしていくということになりますので、どなたの発言かは分かりませんが、私は一切そういう話をしたことはありません。

○議長 遠藤政策推進課長。

○政策推進課長 今回の解体工事の中でのアスベストの工事費というご質問でございます。おおむね両方、旧庁舎、中央公民館等々全て含めまして、消費税込みで1億4000万程度というような内訳になってございます。

○議長 高橋輝行君。

○11番 非常に原田町長の発言、そんなこと言っていないということですが、私も議場で言うわけですから、よもや嘘を言っていないと思うんです。私はその直訴された方よりも、町長の今の言葉を信じるわけなんです、ところが原田町長の支持率が非常に高いようだけれども、中身は複雑なのね。つまり言葉に重みがない、信用がないんですよ。つまり、街頭で4期目で町長辞めると言った人が、今5期目になってるわけですから、そういう意味からも、一つの例ですよ、議長。信用がない。

再度お尋ねしますよ。私、名前申し上げませんが、その方にアスベストについて、どんどん、早い時期ですよ、すんでったときにアスベストという言葉は使わないでくれと、町民の不安をあおらないでくれという内容の発言は間違いなくしていないんですね。私は、その人を引きずり出しても証言すると言うので、そういう機会を求めたくはないんですが、そういう場面になりますが、ないんですね。これをお尋ね申し上げたい。

それから、2番目なんですけれども、これはさっき議運の委員長から申し上げましたが、跡地の内容について、これは契約関係の提案ですよ。しかし、議長もはまった中での議運の

際、私が特に申し上げたのですが、その跡地については複合ということで明確におっしゃっておるわけでありましてけれども、そのことが町民に発信されていない。ですから、それは別に今日でなくて9日の日にはっきり、こちらから求めるというもおかしな話ですけれども、議会側から、それが8月の盆前ということで、9日に無理な日程で全協の要請をせざるを得ない。あなたが発表しないからということなんです、それは9日まで置いておきましょう。そのアスベスト関係、どうですか。

○議長 原田町長。

○町長 アスベスト処理に関しては、大変解体等をはじめ、また既存の施設を利用するに当たってもアスベスト処理をしなければならない、これは国の方針として示されておりまして、その費用の捻出等については大変大きな負担になっているところであります。

今回の町の重要事業要望、さらには置賜総合開発協議会での重要事業要望の中にも川西町から提案させていただきまして、アスベストの調査、さらには処理費用の負担に対する財政支援の充実などについて提案をさせていただいているところでありまして、今後もアスベスト処理ということで健康に被害が出るようなことのないように処理をしっかりとやっていきたいと思っております。

○議長 高橋輝行君。

○11番 私は、そのアスベストの財政支援とか、それからいわゆる住民に対する配慮、こういう部分をお聞きしているのではないんです。原田さんはいつも得意なんですよね、この問題をすり替える。私は、想定される時点からアスベストがあるということで、町民をあおらないでくれ、騒がないでくれということをお前はおっしゃっているんですよ。私に直訴された人の話はね。直訴されているんです。直訴という言葉も妥当かどうかでありますけれども。私は、直訴はご法度、それはまた別としまして、民主主義国家ですから直訴されている、訴えられている。しかし私は、今あえて議場で申し上げるのは、今、議場ではそんなことないとおっしゃっているんでしょう。あったんですよ、私に申された人は。ですから、その真意は何だったのかとこれを議長、聞いているんです。問題をすり替えないで、私が言っている内容について、その答えをはっきり、ないんだと、いやあったと、そういう誤解する発言があったと、あったらあったでこれは訂正すればいいわけですから。議長、それを言っているんです。問題をすり替えて答弁されたのでは何回質問しても同じですよ。

私はその方を引きずり出して議場で発言させたくないんですけれども、あまりそうやってきてしまうと、つまり何が問題かという、やっぱり町民には、原田町長が言う、いつも開

かれた議会でしょう、ガラス張りでしょう。原田さんぐらいに開かれた議会という、35市町村ありますけれども、いませんよ。おおいに期待しているんだけど、今この議会、壇上で、皆さん聞いていたでしょう、ないと言う。ところが、私にはあると言っているんですよ。あったわけですよ。あった以上は、これは対策、対応していかなければならないと。

もう一回聞きますよ、議長。アスベストということで、あるようだけれども騒がないでくれと、そういうご発言を、この名前を申し上げてもいいんですけども、許可を得ていますから、いつのいつかとメモもしていますよ。そういうご発言をされたのですか。議長、この一点なんですよ。お答えを引きずり出してください。お願いします。

○議長 原田町長。

○町長 アスベスト処理については、しっかりこれからもやっていきたいと思っております。

今、ご指摘いただいたような発言をした記憶はございませんので、どうぞご理解いただきたいと思えます。

○議長 ほかに。

2番遠藤明子さん。

○2番 私からは1点、安全のための確認でございます。

旧庁舎、役場の建物の前の道路、一応緊急車両も通る消防署管内の自動車なども通るわけでございます。敷地内は一般交通車両が入らないようにとありますけれども、あの道路のところ、もし万が一緊急車両など遭遇があった場合など、気を付けて通行するとか回り道になるとか、何かそのような関係のことはあるのでしょうか。そののところをちょっと確認したいと思えます。

○議長 遠藤政策推進課長。

○政策推進課長 ただいまのご質問でございますが、庁舎の南側の道路、明神町宮町線と申しますが、そこが一番広い道路となりますが、敷地内はシートで全て囲いますので工事は全てその中でやります。

したがって、南側の道路の影響というのはないと考えておりますが、しかも、南側の道路の入り口については2か所確保して出入りをしますので、そこに誘導員2人を設置して安全対策を確保するという形にしております。

庁舎の東側の道路につきましては、基本的には通行止めをする予定はございませんが、工事の内容等々によっては、一部その通行制限も今後出てくるかもしれませんが、南側の道路については、そういった対策対応は、安全管理をしっかりして止めるという考え方は

今のところございません。

○議長 遠藤明子さん。

○2番 なお、その安全確保するには安全にやるにこしたことはございませんので、くれぐれも注意しながら、町民の皆さんの迷惑にならないようお気をつけてお願いしたいと思えます。

○議長 ほかに。

1番井上晃一君。

○1番 跡地に関わる役場庁舎解体費用ということでありまして、当初その施設に関する解体費用概算ということで約1億8,000万という数字を目にした記憶があります。

また、議会の予算、昨年、一昨年の予算要求の際には、2億5,000万という予算要求がなされたわけでありまして、実際解体に当たっては、今回4億2,900万ということで、ちょっとこういう言い方をすると大変失礼になってしまうのかもしれませんが、その概算要求のときの精査がちょっと甘いケースが多々あるのではないかと。整地費用であつたりで補正予算、そういったようなことで後から増額というのが、常態化しているかのような印象もちょっと受けるわけですが、そのあたりについて町長のご意見をお伺いしたいと思います。

○議長 原田町長。

○町長 昨年度の予算につきまして、令和3年3月に基本計画についてご批判をいただきまして、昨年の半年をかけまして再精査をさせていただきまして、12月に川西町拠点施設整備基本計画を見直し案としてご確認をいただいたところでありまして。

その折には、ただいまいただいた内容を再精査しまして、アスベスト調査、さらには解体費用、また、近隣の皆さんへの影響なども十分勘案しながら、概算費として解体工事にしては5億2,000万ほど見させていただいた中で、基本計画案をお示ししたところでございます。

今回、再精査させていただきまして4億2,000万というふうには出ておりますが、これには解体、設計などは別でありまして、全体としては施工監理も含めて、費用がこれ以上のかかり増しをしているところでありまして。

内容について十分審議されていないのではないかということについては、十分反省しながら、予算等についてご審議いただくときには、しっかりと精査した基本に基づいて提案をさせていただくように今後の課題として受け止めさせていただきたいと思えます。

特にアスベストの部分については、当初につきましては1億5,000万程度を見込んでいた経過もございまして、それを超える形で費用負担が増嵩したということなども含め、また、

全体的に人件費等もかかり増しをしている傾向が強くなっておりますので、今回入札いただいた契約金額で執行いただけるように事業者さんとも協議を重ねながら、この予算内で整備していただくように進めてまいりたいと思っております。

私からは以上となります。

○議長 ほかに。

(なし)

○議長 ほかに質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

◎議第52号 財産の取得について

○議長 日程第4、議第52号 財産の取得について、これを議題といたします。

なお、本案につきましては、当局議案であり、所管委員会付託が原則であります。川西町議会運用例第2章第7項の規定により、議会運営委員会の議を経て委員会付託を省略し、本会議で直ちに審議いただくことといたしましたのでご了承願います。

提案当局の説明を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 議第52号 財産の取得についてご提案申し上げます。

提案理由につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、提案するものであります。

内容につきましては、金子教育文化課長から説明をさせますので、よろしく願い申し上げます。

○議長 金子教育文化課長。

○教育文化課長 命によりまして、私より議第52号 財産の取得についてご説明を申し上げます。

令和4年7月21日川西町契約に関する規則第19条の規定に基づき、指名競争入札に付した電子黒板の取得について、下記のとおり契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及

び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

記。

- 1、取得物件、電子黒板。
- 2、契約の方法、指名競争入札による契約。
- 3、契約の金額、1,397万円。
- 4、契約の相手方、山形県米沢市中田町1248番地6、株式会社データシステム米沢、代表取締役高橋孝二。

本日付、町長名の提案でございます。

添付資料をお付けしておりますので、そちらのほうをご覧いただきたいと思います。

物品購入仮契約書でございます。

発注者は町長、受注者は、株式会社データシステム米沢、代表取締役高橋孝二でございます。

文面の中で、この契約は、この契約締結後における最初の当町議会において議決されたときをもって本契約として成立し、その効力を発生するという一文を付けてございます。

物品名は電子黒板、数量は23台でございます。規格としては、65型のものと75型のものを購入いたします。契約金額は記載のとおりでございます。納入期限は令和4年10月31日まで、納入場所は町立の各小・中学校というふうにしてございます。

ページをおめくりいただきたいと思います。

今般の電子黒板の購入につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大により、GIGAスクール構想推進を目的とする1人1台情報端末整備、こちらのほうが前倒しで完了したことに伴いまして、教育環境のさらなる充実を図るために電子黒板の整備を行うものでございます。

電子黒板の概要といたしましては、先ほど申し上げましたが、65型と75型を購入いたします。65型については、小学校向けに16台、75型は中学校向けに7台購入させていただきます。各学校の配置数は、記載のとおりとなっております、小学校は合わせて16台、中学校は7台ということでございます。

商品そのものですが、下のほうにカタログをお載せしております。65インチの分と、75インチの分ということで、こちらのほうを購入させていただくものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長 本案に対する質疑を許します。

11番高橋輝行君。

○11番 改めて、この財源についてお尋ね申し上げたい。

それから、2つ目は、現場と言えれば表現が妥当かどうかですが、現場的にはこの分を配置すればどのようになるのか、今、課長からあったとおり、充実を図っていくために、第2、第3の必要なものが出てくるのかどうかお尋ね申し上げたい。

それから、この間十四郷クラブでテレビ会議をしたんですよ。代表は島貫 偕議員ですよ。それから、淀 秀夫議員と私ということで。東京の総務省の官僚と2時間半ほどテレビ会議したんです。これは、もう少し何というか画像が、教育長ね、鮮明かなというような、いわゆる何を言いたい、今回黒板ですけども、そのものによってはあまり、安物買いですと非常にこの機能は十分あっても、私メカのことわかりませんが、安物買いしちゃうと、どうもテレビ会議の場合は思ったよりも鮮明でなかったものですから、そういうものをこれに当てはめた場合にどの程度のレベルのものなのか、さらにグレードの高いものがあるのかどうか、ちょっと素人なりに質問を申し上げたいと思います。

○議長 金子教育文化課長。

○教育文化課長 まず1点目の財源でございますが、コロナ対策の臨時交付金、活用させていただいて、令和3年度の一般会計補正予算（第8号）、いわゆる2月の臨時議会のほうで可決をいただいた内容でございます。こちらのほうを、3月定例会時の補正予算（第9号）で令和4年度のほうに繰り越しをさせていただいたという予算について、今年度使わせていただくものでございます。

製品そのものなんですが、いわゆる大型のモニターというふうにご理解いただければと思うのですが、こちらのほうにパソコンを接続することによって、様々な教育媒体とか、そういうものを画面に映し出すことができるという内容でございます。

あとは、タッチパネルも内蔵しているものですから、その画面を触れることによって、その映している資料を拡大したり縮小したりといったことが可能になったり、黒板に書くのと同じように書いて消したりとかとする使い方もできます。

また、1人1台の端末を子供たちが持っているものですから、それをパソコンを介して各個人個人の書いたものを画面に映すようなこともできます。その中で、子供たちの考え方を皆さんで共有したりとか、様々な使い勝手が広がっていくのかなというふうに考えているものでございます。

あとは、製品の性能的なものなのですが、こちらで考えている機能全て入っている最新式の機械を入れるというふうに理解をしております。今現在のものですから、2021年製という製品、今出回っている中では最新のものだということで選定をさせていただきました。

以上でございます。

○議長 高橋輝行君。

○11番 財源については、コロナでということですから、町長かな、コロナがなければ、なかなかこういうものは現場では必要だけれども、対応が遅いというふうになる可能性があったのかな、教育長。コロナの補助金のこういうものがなければ、現場では対応したいという予算要求しても、なかなかいわゆる施設の充実がはかれなかったと、コロナが幸いして対応してもらったと。教育長の声が聞きたいです。そういうことになりますか。前の教育長と違って現場を大事にする小林教育長だというふうに聞きますので、ちょっとお尋ね申し上げたいんですけれども。そういうふうになりますか。

それから、メカに私弱いんですが、先ほど十四郷クラブの例申し上げたんですけれども、最新の機能はいいけれども、それは課長にですよ。どの程度のランクがと、こういうことなんです。例えば車でも最近私よく分からないけれども、スタンダードとかデラックスという言葉あまりないのかな。そういう中で、スタンダード的なものなのか、デラックスなのかというような、そういう意味です、課長。そこを聞いている。最新なのは分かった。最新でしょう、それは今入れるんだから。その辺が、先ほどの例を申し上げて、やはり上には上のランク、この際ですからやっぱり、そろえだからいいという教育長、そうではなくて、30億の、役場建てる町だから、金ありますよ、これ。これ過疎債対応できるの。あちこち振りますけれども。最初、財源過疎債だ。順番です。お答えください。

○議長 小林教育長。

○教育長 高橋議員のご質問にお答え申し上げます。

電子黒板の整備等について、ICT機器の整備については計画的に進めていただいております。これまで電子黒板は、現有で24台ほど各学校に整備されております。新たに23台を小・中合わせて整備いただきまして、ほぼ通常学級に1台の割合で導入していただいたというところでございます。私の部分ではこれでよろしいでしょうか。

○議長 金子教育文化課長。

○教育文化課長 グレード的にどれくらいのランクなのかというご質問でございましたが、確かに様々な機種はあるというふうに思っているのですが、すみませんが、ランク的にどれく

らいなのかというのは私、把握してございません。後日、回答させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長 坂野財政課長。

○財政課長 ただいまの電子黒板について、過疎債の対象となるかというご質問とお受けいたしました。対象にはならないというふうに考えてございます。以上です。

○議長 高橋輝行君。

○11番 そうすると、コロナの金の財源の範囲内で、コロナはあっちもこっちもやってるから、メニュー。範囲内でこの際対応する。ですから、今、現場は金子課長の言う、例えばちょっと上のグレードというふうに思っても、コロナの配分だからそういかないんだ。そういうキャッチボールだということね。

それから教育長、ほぼ整備だということは、まだ未整備の分もあると。いわゆるもっと欲しいところもあると、こういう意味ですか。何かちょっと奥歯に挟まったようなことをあなたはおっしゃったよね。完全だでなくて、ほぼ整備だということは、まだ整備していただきたいものがあると、こういう意味でおっしゃったんですか。その数は幾らになるんですか。あるいは金額など押さえていけば、事務方。

予算要求でやらなくちゃ、現場対応では子供から言わせれば、不公平の班が出てくるでしょう。これはいけませんよね。こっちはコロナだけの金だと、金ないんだと。原田町長十八番の過疎債対応にならないんでしょう。自主財源で金を配ると。これはこっちの仕事でしょう。現場の要求というのは十分聞いているの。財政課長。現場は十分でない、子供らの不公平な、教育長そうでしょう。今日は3回目であと終わりですけれども。まだ未整備の分があると、欲しいところがあるんだと、こういうことでしょうか。ところが、コロナの金だから限界があるので、今回はこれで我慢してくれと、こういうキャッチボールだったとこういうことでしょうか。いつやるのこれ。こっちですよ。レクチャーしているんでしょう、ミーティング、あるいは予算要求、それが幾らかと、こういうことですよ。

何回も同じこと言わせないで。欲しい額と、はっきり今ご明示ください。そして、それについてどういう対応ができるかと、これが財政のほうの行政委員会に対する対応でしょう。課長、俺の言ってること分かりますか。私の質問していること分かりますか。後はないよ、お答えください。

○議長 小林教育長。

○教育長 学級数の多い現在小松小の……

- 11番 欲しい分の額の数だけでいいです。
- 教育長 各学級、通常学級に1台ずつを配備するとすると、不足分、小松小学校であと3台ですけれども、学級数の増減が毎年ございますので。
- 11番 欲しい分だけ言えばいいでしょう。
- 教育長 あと3台ですか。
- 11番 額は。
- 教育長 額は。
- 議長 暫時休憩します。

(午前11時45分)

- 議長 休憩を解いて再開いたします。

(午前11時46分)

- 議長 小林教育長。
- 教育長 各教室に割り当てるとすると、3台不足して、額としては150万程度になります。
- 11番 150万程度。1500万じゃなくて。
- 教育長 3台分です。
- 議長 坂野財政課長。
- 財政課長 先ほど金子課長からお話があった、まず3年度で予算措置した分につきましては予算要求あった分を予算措置いたしましたので、削ったとかそういう状況ではございませんのでご理解いただきたいと思います。
- 議長 静粛に。
- 坂野課長、質問お分かりですよ。150万で今後どうなるんだということでお答えください。
- 財政課長 ただいま出ました150万円につきましては、これからの話として私ども受け止めておきたいというふうに思っております。
- 議長 ほかに。

(なし)

- 議長 ほかに質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立多数)

○議長 起立多数。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長 以上で、本日予定いたしました全日程を終了いたしました。

これをもって、令和4年第3回川西町議会臨時会を閉会いたします。

誠にご苦労さまでした。

(午前11時48分)